

KGA加盟倶楽部からの依頼を受けたエフイージャパン(株)(倉田行則代表)より、クラブハウスの固定資産税評価の精査を行った結果、誤りが判明した為、税務代理人の税理士を通して小山町に対して交渉を行った結果、静岡県岳麓新聞に記載の通り、規定に基づき過去の過払金に利息が加えられ還付され、次年度よりの固定資産税も軽減されました。

—この件に関するお問い合わせは、関東ゴルフ連盟事務局(03-6278-0005)まで—



ゴルフ場の固定資産税の
精査・軽減・還付

エフイージャパン株式会社

岳麓新聞 平成25年9月28日(土)付

小山町 固定資産税過誤で 2000万円返還

小山町は26日、固定資産税(家屋)の評価額算出過程で、町内のゴルフ場クラブハウスについて経年減点補正率基準表の適用を誤り、本来の評価額より高く算出して徴収したと発表した。還付金などは総額約2000万円。町は近く、納税対象の事務所を訪問し、文書で評価額の誤りの陳謝と還付手続きをして、相手先の指定口座に還付金などを振り込む。

町税務課などによると、還付対象となったのは4社の非木造家屋のクラブハウス8棟。還付加算金と利息相当額を加えると約2000万円になる。町は今後、基準通りの評価替えが行われているかを複数の職員で確認し再発防止に努める。

ゴルフ特信 平成25年11月8日 第5591号

△業界情報▽

小山町(静岡)の5コース、固定資産税の還付を受ける過去3〜10年間も税過払いで、差額等の計約2千万円KGAが紹介した不動産鑑定事務所が調査等を担当し

静岡県駿東郡小山町は、ゴルフ場のクラブハウスに課税される固定資産税の計算方法に誤りがあったとし、これまで固定資産税を過払いしていたゴルフ場経営会社に、過払い部分をこのほど還付した。

同町にあるゴルフ場が、関東ゴルフ連盟(KGA、東京都中央区、〒6208・0005)に固定資産税問題について相談。これを受けてKGAは、この問題を扱う成功報酬型の不動産鑑定事務所を紹介した。同事務所は、ゴルフ場の固定資産税問題を得意分野としていることから、KGAはこれまでも加盟倶楽部に同事務所を紹介してきた。

小山町にある10コース以上のゴルフ場の内、この動きに同調して計6コースが同事務所に固定資産税の問題について調査を依頼。その結果、5コース(4社)のクラブハウスや関連の建物、計8棟で固定資産税算定方法の経年減点補正率基準表の適用方法を誤っており、ゴルフ場が固定資産税を過払いしていたことが明らかになった。10年間に渡って過払いしているゴルフ場もあり、町ではその差額分や利子相当額を加算し5コース計で約2000万円を還付した。

ちなみに、ゴルフ場のクラブハウスで固定資産税を過払いして還付があった例は、平成22年に群馬県富岡市内のゴルフ場がある(本紙5093号既報)。そのケースでも「補正係数」に問題があり、計9520万円余が還付された。また、同年には、北海道石狩市が固定資産税を算定するに当たり10年前の時価を基準にして計算したため、ゴルフ場8コースに過払い分など計3432万円余を還付している(同5109号)。

固定資産税の評価額が高いとして、ゴルフ場協会が減額修正を求めて町を訴えた事件では、最高裁第2小法廷(竹内行夫裁判長)がクラブハウスと寄宿舎の建物部分の評価額を減額修正するよう町に求めた松江地裁の判決を支持し、ゴルフ場協会が町から還付を受けた(同5537号)。この時も「減点補正」が問題点となった。